

「防災・復興における男女共同参画の推進」に係る 関係団体・有識者からの意見聴取結果

1. 日 時 平成 24 年 9 月 26 日（水）午後 3 時 30 分から 4 時まで
2. 場 所 永田町合同庁舎第 1 共用会議室
3. 参加者 民間団体関係者、地方公共団体関係者等 32 名
4. 配布資料
 - ・ 平成 24 年 8 月 1 日男女共同参画会議決定「男女共同参画会議専門調査会報告を踏まえた今後の取組事項及び当面の検討の進め方について」
 - ・ 第 12 回監視専門調査会配布資料「監視専門調査会における当面のスケジュール（案）」
 - ・ 第 3 次男女共同参画基本計画の抜粋（第 14 分野「4 防災における男女共同参画の推進」
5. 意見の内容
 - 【第 3 次男女共同参画基本計画について】
 - ・ 第 3 次基本計画第 14 分野 4 の「具体的施策」の「ア 防災分野における女性の参画の拡大」では、「地域防災計画等」について「地方公共団体に対して要請」と地方公共団体を対象に記載されている。先般の災害対策基本法の改正でも、地方防災会議の委員に女性が就任できやすくなったが、国の中央防災会議の構成は変わっていない。国レベルで推進されるようにすべき。
 - ・ 第 3 次基本計画第 14 分野 4 の「施策の基本的方向」の中には「男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する」という文言があるが、これでは女性が主体的に意思決定の場に参画しなければならないということが読み取れない。女性が主体的に参画するという主旨とすることが重要。
 - ・ 第 2 次基本計画では、「災害復興に当たるボランティア、NPO、NGO との連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえた復興支援が行われるよう努める」が具体的施策に盛り込まれていたが、第 3 次基本計画では削除されている。第 3 次基本計画の具体的施策の中には、「復興」という文言が出てこない。「復興」の文言を基本計画に追記することはできないか。
 - ・ 基本計画は、まず基本的考え方があり、それがブレイクダウンされた具体的施策が記載されているが、重要なのは具体的施策に何を盛り込むかではなく、目指すところ（ミッション）を明確にすることである。
 - ・ 第 3 次基本計画第 14 分野は「地域、防災・環境その他の分野」となっているが、この分類でよいのか。
 - ・ 防災は独立した重点分野にすべき。
 - ・ 東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本

部決定)に男女共同参画の視点が記載され、個別の政策も先に進んでおり、この領域ではそれらよりも弱い表現はもうできないのではないかと。

【男女共同参画センターの役割等について】

- ・ 地方公共団体の男女共同参画部局・男女センターが、防災の分野でイニシアティブをとるのは現状では難しい。防災部局と連携を取って推進していくにはどのような環境が必要なのか検討する必要がある。
- ・ 男女センター等が地方防災計画に位置づけられることも重要であるが、システムの中に組み込まれてしまうと、調整に手間取るなどして逆に柔軟な対応をとったり、独自の発想で支援活動ができなくなってしまう。男女センター等の独自性、柔軟性を確保しながら仕組みとしていくことが必要である。
- ・ 日頃からの地方公共団体、男女共同参画センター、NPO 等との協力体制の構築が必要である。

【その他】

- ・ 女性イコール災害時要援護者という発想は危険。脆弱性というくくりで高齢者や障害者等と女性と一緒に位置づけてはいけない。女性を防災の観点でどのように位置づけるのかを検討すべき。
- ・ 災害リスク軽減 (Disaster risk reduction) の考え方においては、ジェンダーの視点が重要である。災害時にどのような意思決定プロセスを作るか、どのような状況下で、誰がどのような責任を持って実行していくかを明確にしなければならない。
- ・ 災害による死亡率と所得水準には相関関係がある。災害脆弱性の問題は平時の問題が増幅して現れるものである。男女共同参画が実現していないことが直結する。
- ・ 固定的性別役割分担意識に基づく日常の慣行が変わらないと、災害時にも対応できない。平時の男女共同参画の更なる推進を検討すべき。
- ・ 国と都道府県、市町村は対等の関係であるので、被災時の対応に現場で当たる市町村と国との直接的な回路を設けるべき。国と地方、都道府県と市町村の関係についても検討してほしい。
- ・ 東日本大震災では、限界集落が多い中、外国人が災害時要援護者であると同時に、防災・復興の担い手として注目されたので、位置づけを検討すべき。

(文責：事務局)